

○入札監視委員会の運営について（「入札監視委員会の設置及び運営について」平成１３年３月３０日付け国官会第１４３１号、国官地第２７号の別紙）
【下線部分は改正部分】

改 正 後	改 正 前
第２ 定例会議 １ 定例会議提出資料 (1) 定例会議への報告 <u>次に掲げる資料（予定価格が２５０万円を超えない工事及び予定価格が１００万円を超えない建設コンサルタント業務等並びに国の行為を秘密にする必要のあるものに係るものを除く。）を提出して行うものとする。</u> ― <u>原則として会議開催の前々月以前３箇月間における地方整備局発注に係る次の資料</u> イ <u>工事の一覧表（別添別記様式２－１）</u> ロ <u>建設コンサルタント業務等の一覧表（別添別記様式２－２）</u> ハ <u>指名停止措置の運用状況（別添別記様式３）</u> ニ <u>談合情報等の対応状況資料</u> ― <u>原則として、会議開催年度前２年度間における地方整備局発注工事に係る工事種別ごとの再度入札における一位不動状況（再度入札が行われた場合において、１回目の入札の最低価格入札者が、引き続き、２回目以降の再度入札における最低価格入札者となる状況をいう。別添別記様式４）</u> ― <u>原則として、会議開催年度前５年度間における地方整備局発注工事に係る工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況（別添別記様式５）</u> ― <u>その他報告を要する資料</u> (2) 定例会議提出資料の内訳 <u>定例会議へ提出する発注工事の一覧表は、次の から までの方式区分ごとに整理することとし、工事名、工事種別及び契約金額を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（別添別記様式１－１）を添付する。</u> <u>一般競争入札方式（政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）適用対象工事に係るものに限る。）</u> ― <u>一般競争入札方式で 以外のもの</u> ― <u>公募型及び工事希望型指名競争入札方式</u> ― <u>以外の工事の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式（工事）」という。）のうち一般土木工事に係るもの</u> ― <u>通常指名競争入札方式のうち、港湾土木工事に係るもの</u> ― <u>通常指名競争入札方式のうち、及び 以外のものに係るもの</u> ― <u>随意契約方式</u> <u>また、建設コンサルタント業務等の一覧表は、次の から までの方</u>	第２ 定例会議 １ 定例会議提出資料 (1) 定例会議への報告等 <u>定例会議への報告は、原則として会議開催の前々月以前３箇月間に地方整備局が発注した工事の一覧表（別添別記様式２－１）及び建設コンサルタント業務等の一覧表（別添別記様式２－２）並びに指名停止措置等の運用状況の一覧表（別添別記様式３）並びに談合情報等の対応状況資料を提出して行うものとする。</u> <u>なお、工事においては予定価格が２５０万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格が１００万円を超えないもの並びに国の行為を秘密にする必要のあるものについては、報告の対象から除外するものとする。</u> (2) 定例会議提出資料の内訳 <u>定例会議へ提出する発注工事の一覧表は、次の から の方式区分ごとに整理することとし、工事名、工事種別及び契約金額を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（別添別記様式１－１）を添付する。</u> <u>一般競争入札方式</u> ― <u>公募型及び工事希望型指名競争入札方式</u> ― <u>以外の工事の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式（工事）」という。）のうち一般土木工事に係るもの</u> ― <u>通常指名競争入札方式のうち、港湾土木工事に係るもの</u> ― <u>通常指名競争入札方式のうち、及び 以外のものに係るもの</u> ― <u>随意契約方式</u> <u>また、建設コンサルタント業務等の一覧表は、次の から の方式区</u>

式区分ごとに整理することとし、業務名、業種区分及び契約金額を記載したもののうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（別添別記様式 1 - 2）を添付する。

- 公募型プロポーザル方式
- 公募型競争入札方式
- 簡易公募型プロポーザル方式
- 簡易公募型入札方式
- 標準プロポーザル方式
- 及び 以外の建設コンサルタント業務等の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）」という。）
- 随意契約方式

2 抽出

(1) 事案の抽出

- 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、工事については、1(1) イの工事の一覧表の中から、入札・契約方式別に、また、建設コンサルタント業務等については、1(1) ロの建設コンサルタント業務等の一覧表の中から、委員により事前に無作為の方法で行うものとする。
- 1(1) 及び の資料の報告に係る工事種別及び等級区分等の抽出は、委員による事前の指示により行うものとする。
- 及び の抽出方法については、各部会であらかじめ決めておく。

(2) 抽出事案の説明及び審議

入札・契約手続の透明性のより一層の確保の観点から、審議する抽出事案の件数を可能な限り増やすことが求められているため、抽出事案の説明について必要最小限の資料に基づき行う等、各部会における審議の効率化を図る。

また、委員による審議は、抽出案件に係る競争参加資格の設定等が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。

第3 再苦情の処理

1 再苦情の申し立て

(1) 再苦情の申し立てができる旨の教示

地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申し立てができる旨を相手方に対して教示しなければならないこと。

再苦情の申し立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、地方整備

分ごとに整理することとし、業務名、業種区分及び契約金額を記載したものうち各部会の所掌に係るものとする。また、この一覧表には方式区分ごとの件数を記載した総括表（別添別記様式 1 - 2）を添付する。

- 公募型プロポーザル方式
- 公募型競争入札方式
- 簡易公募型プロポーザル方式
- 簡易公募型入札方式
- 標準プロポーザル方式
- 及び 以外の建設コンサルタント業務等の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）」という。）
- 随意契約方式

2 抽出

(1) 審議の対象となる事案の抽出

- 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、工事については、1(1)の発注工事の一覧表の中から、入札・契約方式別に、また、建設コンサルタント業務等については、単に1(1)の発注建設コンサルタント業務等の一覧表の中から、委員により事前に無作為の方法で行うものとする。
- なお、抽出方法については、各部会であらかじめ決めておく。

(2) 抽出事案の説明及び審議

入札・契約手続の透明性のより一層の確保の観点から、審議する抽出事案の件数を可能な限り増やすことが求められているため、抽出事案の説明について必要最小限の資料に基づき行う等、各部会における審議の効率化を図る。

また、委員による審議は、抽出案件に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。

第3 再苦情の処理

1 再苦情の申し立て

(1) 再苦情の申し立てができる旨の教示

地方整備局長、副局長、次長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申し立てができる旨を相手方に対して教示しなければならないこと。

再苦情の申し立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、地方整備

局長に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。別添別記様式 6）により行わなければならない旨を明示すること。

― 一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事に係るものを除く。）

競争参加資格の確認申請を行った者のうち、地方整備局長等により競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者

― 公募型指名競争入札方式
技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者

― 工事希望型指名競争入札方式
イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者
ロ 当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該工事の技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者
― 総合評価落札方式における非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者

― 標準プロポーザル方式
イ 技術提案書を提出した者のうち、地方整備局長等による非特定理由に対して不服がある者
ロ 当該発注の行われる地方整備局において当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち当該建設コンサルタント業務等の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者
― 通常指名競争入札方式（工事）及び通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）（以下「通常指名競争入札方式」という。）
当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者

― 随意契約方式
当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第 3 条第 1 項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

(2)～(4) 略

第 5 報告

事務局は、次に掲げる事項について、大臣官房地方課長及び港湾局総務課長に、速やかに報告する。

局長に対して、書面（以下「再苦情申立書」という。別添別記様式 4）により行わなければならない旨を明示すること。

― 公募型指名競争入札方式
イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者
ロ 総合評価落札方式における非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者であること

― 工事希望型指名競争入札方式
イ 技術資料を提出した者のうち、地方整備局長等による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者
ロ 当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該工事の技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者

― 標準プロポーザル方式
イ 技術提案書を提出した者のうち、地方整備局長等による非特定理由に対して不服がある者
ロ 当該発注の行われる地方整備局において当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格業者のうち当該建設コンサルタント業務等の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者
― 通常指名競争入札方式（工事）及び通常指名競争入札方式（建設コンサルタント業務等）（以下「通常指名競争入札方式」という。）
当該入札の行われる地方整備局において当該入札と同一の工事種別又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者

― 随意契約方式
当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第 3 条第 1 項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の有資格業者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

(2)～(4) 略

第 5 報告

事務局は、次に掲げる事項について、大臣官房地方課長及び港湾局管理課長に、速やかに報告する。